

義和拳亂——一九〇〇年——の政治的背景

村 松 祐 次

光緒廿四年（一八九八年）の四月、山東・直隸の省境、東明縣・冠縣のあたりに、義和拳と稱する一種の拳法を修練し、呪術的な教儀（例へば所定の呪文と神靈の憑着とによつて、超人的な大力量を得、銃砲刀槍も之を傷け得ぬに到る、と言うような）を傳授し乍ら、「扶清滅洋」・「洋教爲難」（清朝を扶け、洋人を滅ぼせ・洋人やキリスト教徒と闘かえ）等のスロオガンを掲げて、郷紳や富農達からは喜捨や攤款を集め、附近の貧農・流民・遊勇を糾合しつつ、次第に排外、反教の運動を展開しようとした一團の人々があつた。同じ年から翌年へかけて、この排外反教の動き——義和團の組織は、急速に直隸の東境にまで擴がり、光緒廿五年（一八九九年）の十月には、山東北西部の平原縣で、大舉して教民の部落を襲つた。當時の山東省巡撫毓賢、及び清廷の態度は中立的と言うよりは寧ろ義和拳團に同情的で、之を彈壓する爲に發砲して、九十余名の拳民を傷けた地方官を、理由を構えて處罰したから、公然義和拳の徒と稱する者が忽ち激増して、「長城から黄河の彼方まで」、到る所に動搖が擴まつたと言われる。

同じ年の十一月には、山東の肥城縣で、英國聖公會所屬の宣教師、M・ブルックスが慘殺され、翌光緒廿六年（一九〇〇年）の四月には、直隸省涿水縣で、教堂と共に六十余名の中國人キリスト教徒が焚殺せられた。又之を彈壓する爲に、直隸總督裕祿が派遣した七十數名の騎兵隊も、全滅の悲運に逢つた。そしてこの間に義和拳民の群團は、急激に膨漲しつゝ、大運河に沿つて北上して、一方では今の津浦線沿線の地方から開港都市天津に及び、他方では當時よりやく保定まで構築されたばかりの、京漢線に沿つて進んで、首都北京の外廓に入つた。そして彼等の總數は、何時か十數萬に上るほどのかなり大きなものになつていたのである。

光緒廿四年（一八九八年）と言へば、後述するように、日清戦争が終つて、露、獨、英、佛、伊の歐州諸列強や、漸やく帝國主義的な膨漲政策を採りはじめた日本の、中國に對する政治的、經濟的進出が、最も積極的に、最も假借なく、行なわれつゝあつた時のことである。特に當時の山東は、前年の末に獨乙が青島と膠州灣とを占領し、又膠濟線の敷設と鑛山利權開發の爲に、盛に奧地へ技師や工作隊を送り出しつゝあつた地點だつた。又之と前後して行われた、露國艦隊による旅順・大連の占領や、獨乙の山東突角占領に對抗して、「勢力の均衡」を圖る爲に、英國が最期通牒を發してまで、清國から租借した威海衛もこの省に屬していた。そしてそれは又各國人の經營するキリスト教堂が、林立した地域でもあつた（第一表）。外國人や教民、すなわち中國人キリスト教徒と、義和團や之も類似的排外的結社であつた大刀會との間に、紛争が頻りに惹起されたのは、自然の勢であると言ふべきであらう。

しかしそのような局地的な紛争を惹起しただけならば、特に義和拳團を取上げなくとも、南方長江の流域には光緒の初年以來昂まりつゝあつた哥老會の排外反教の動きがある。又この當時の同じ山東省の内部でも大刀會・小刀會を

當時世界の耳目を衝動し、中國の對外關係史上、最大の *episode* だとされたのも、誠に尤もであると言えよう。

だがそれから五十年を隔て、今日我々が義和拳亂を問題にするのは、單にエピソード的な興味によつてだけではない。又單に外交史上の一事件としてだけでもない。それは何よりも其の後の民族主義運動につながる、清末の排外運動の *climax* であつたと考へられる。そして之を轉回點として、中國の國際關係にも、國內關係にも、大きな變化が起つた。國內的にはこの事件以來、變法自彊の近代化運動を壓殺した清廷内部の保守的な諸勢力は、完全に主導權を喪失した。クレメンツが指摘するように、それは舊中國を保守しようとする最期最大の企圖であつたかも知れないがその故にこそその失敗は不可避免的に新中國をもたらしと言えるであらう。(註二) 清廷の支配そのものがこれを契機として崩壞の明瞭な徵候を示しはじめる。そして已にこの亂と前後して、兩廣地方に事を圖りつつあつた孫文等の黨與のために、辛亥革命の機運は徐むろに熟して行つた。反面から言ふと會黨的秘密結社による排外運動はこの後漸やく跡を絶つて、新しい理念と理論とで裏づけられた、「民族主義」運動が起つた。反面對外的にはそれは端的に、日露戰爭と、之につづく日本の急速な對華進出を準備した契機でもあつた。従つてそれは自づから、今日只今のアジアの現勢を齎した、直接の機縁でもあつたのである。スタイガアが指摘するように、それはヨーロッパ近代の成熟が、アジアの孤立を許さず、之に強力に働きかけ來つたことに對する、舊中國的な一つのプロテストでもあつたであらう。しかし秘儀と呪術の神秘によつて支えられた、この古風な抵抗は、當然に破局を招來し、それが又より大きなより深い規模で、新しいアジアの形成を促がして來るのである。(註三)

しかしここでは元よりそのように廣汎な範圍に互つて、義和拳亂の影響の波及する所を、概論しようとするのでは

ない。恐らくはそれほどの歴史的意義をもつと思われる、義和拳亂發生の諸條件を一瞥して、今日尙必ずしも議論のないではない、この風變りな排外的運動の、生成し來つた諸背景の内、特にそれと清廷との關係を明かにしようとするのである。

註一 例えは Hart R.: "These from the Land of Sinim," Lond., 1903; Smith A.: "China in Convulsion," Edingb., 1901, 2 vols; Weale P.: "Indiscreet Letters from Peking" と共に、鹿宛天「庚子北京事變紀略」光二七（一九〇一）服部宇之吉「北京籠城日記」六一五等。尙此の類のものはいくなくない。次註 Clements 卷末の Bibliographical Note を参照。

註二 Clements, P. H.: "The Boxer Rebellion" 1915, p. 15.

註三 Steiger, G. N.: "China and the Occidents" 1927, p. 274.

二

前述したようなものであるだけに、義和拳についての著書や論文は、決して少なくない。事件の直後に出了、それこそ無数の報導・手記・策論の類を別にして、^(註一) A. H. Smith や ^(註二) R. H. Clements や ^(註三) G. N. Steiger のように、義和拳亂を歴史的に取り扱つた專書もあり、我國でも矢野仁一・田保橋潔・市古寅三・江口朴郎・山本澄子の諸氏が、様々の觀點から、これについて書いて居られる。^(註三)しかしそれにも拘らず、極めて重要だと思われる點、例へばそれと清朝政府との關係などについてさえ、尙明瞭でない點や、大きな意見の喰いちがいが存する。

前にも述べた通り、義和拳亂が特に注目を要する所以は、それが山東奥地の局地的動搖に端を發し乍ら、國際的な

紛争にまで發展し、遂に積弱の清廷をして、世界を相手に戦争を決意せしめた所にある。そしてその結果として、清朝の崩壊に導くような、決定的破局を招来したことにある。清廷が如何にしてかかる破局に導かれたか、清廷と義和團との關係如何は、だから中國の十九世紀から二十世紀への推移を明かにしようとする者の、重要な研究課題でなくてはならない。

所がこの點について從來見解が對立している。例へば市古宙三氏の最近の一論文によると、義和拳は白蓮教の流れをくむ、會門教匪（宗教的秘密結社）の一分派であつて、只通例の會黨は、窮民や貧農が、官吏や地主や郷紳の壓迫に對抗して、自衛上結成するものであるのに對し、この場合には外國勢力の侵透によつて、宣教師や教民が時代の強者として反感を激發させた爲、之に對して排外的、反教的な方向において、結社が形成せられたに過ぎない。従つてそれは或る場合には亂徒的——反政府的な傾向をさえ示し、勿論清廷の庇護とか、上からの働きかけとは無關係に、下から發生した庶民的性格のものであり、従つて又一般に、地主や郷紳の利害を代表し反王朝活動を彈壓する、警察的機構である保甲や團練とは、逆の方向をさえもつものだ、と説かれる。^(註三)所が之に先立つスタイガアの論旨は、之と全く反對であつて、義和拳は會門でも、教匪でも、叛徒でもなく、従つて勿論白蓮教の末流なぞでもなく、當初から列強の帝國主義的侵略に抵抗しようとする、清廷の對外軍事政策の一端として、特に一八九八年十一月五日に發せられた、直隸、山東、奉天の三省に對する、團練興辦の上諭に基づいて、民兵の組織として召募編成されたものだと考へる。つまりそれを完全に上からの國防政策の一環だと主張する。^(註四)

スミスやクレメンツ、矢野氏・田保橋氏・江口氏・山本氏は、勿論異なつた視角の下に、この動亂を取扱われるの

であるが、この一點だけに就て言えば、この兩説の間、元來（或は一方では）、民衆の排外的秘密結社運動だつたものが、後に（或は他方では）、清廷から郷團として認められ、或は郷團の組織に包攝されたものと考へている。そして多分スミスを除けば、そのような清廷と義和團の結合は、光緒二十六年（一九〇〇年）の五月以後のこととせられるのであるから、その考へは市古氏のものに極めて近いのである。

只一八九八・九年當時、アメリカン・ボオド・ミッソンの宣教師として、山東省北部に居り、義和團の活動について、豊富な見聞の機會をもち、又一九〇〇年には北京の附近にゐて、遂に籠城の經驗をもつた、A・スミスの書物が、或る箇所では義和拳は、白蓮教の一支派であつて、次第に山東の發生地から擴大して、教民教堂を襲撃したものだと言ひ乍ら、他方それが清廷から公認され、時に保護獎勵をさへ與えられたのは、義和拳團の「團」は郷團、即ち農民の自衛警察組織だからだと言つているのが、市古氏ともスタイガアとも異う見解であるように思う。但しこの場合にもどのようにして、元來反警察的な會黨の萌芽が、自治警察の組織「郷團」の中に包攝されたか、如何にして反警察的要素が治安警察の組織の中にまぎれ込んだかについては、時の山東巡撫毓賢が之を庇護したと言ふ以外、明かな説明が缺けて^(註五)いる。

義和拳團が上からの編成によるものか、或は庶民自身の起つて作つた自律抵抗の組織なのか、或はその一から他に推移したのか、もしそうならばどのようにして、その推移が行なわれたのか、一體そこで農民の自律的組織と言われるものが、どのような性格のものでつたのかは、やはり義和拳の性格を知る爲にも、其の後の民族主義運動について考へる爲にも、重要な一問題たるを失なわなから、此の點を明らかにするために、先づ清實録を通檢して見よう。

すると光緒になつてから、實錄に義和團の名が見えるのは、通例説かれるよりも半年乃至一年早く、光緒廿四年の四月四日の條に先づ見出される。必要だから繁を厭わずに全文を引くと、

「軍機大臣等ニ諭ス。王文紹（直隸總督）等に電寄セヨ。張汝梅（山東巡撫）ノ電ニ、山東直隸ノ交界ニ、私ニ義民會ノ名目ヲ立テ、直・豫・蘇ニ傳單シ、洋教ト爲難スルヲ欲スルモノアリ、等ノ語ミニ。直隸ノ東明・山東ノ冠縣ハ、其ノ民多ク拳勇ヲ習イ、現ニ既ニ訛言繁多ニシテ、自ラ傳單宣揚スルモノアリ。匪徒風ヲ聞キテ事ヲ滋クスルトナキヲ保シ難シ。王文紹・張汝梅・劉樹堂（河南巡撫）ニ著シテ、各々妥員ヲ派シ、嚴密ニ往査セシメヨ。並ニ地方官ニ飭シテ、豫ジメ之方防（備）ヲナシ、煽動スルニ任スコト勿レ。江蘇ハ相距ルコト較々遠ケレドモ、飢民衆多ニシテ、句串シ易シ。並ニ劉坤一（兩江總督）ニ著シテ、屬ニ飭シテ嚴査セシメ、以テ滋蔓ヲ防ガシムベシ。

尋イデ張汝梅奏ス。查明セシニ義民會ト言イシハ即チ義和團ナリ。並ニ未ダ滋事ナシ。各屬ニ保甲・團防ヲ妥籌スルニ及ババ、拳民ヲ以テ諸鄉團ノ内ニ列シ、仍チ員ヲ派シテ隨時彈壓セシメン。報ジテイワク聞ケリ、ト。」^{（註六）}

これによれば明かに、光緒廿四年の四月四日（一八九八年五月二十三日）には、已に義和團は独自の組織として成立している。スタイガアがこれを一八九八年十一月五日（光緒廿四年九月二十二日）の上諭に基づき、それ以後に編成されたものと推測したのは誤りである。しかし同時に American Board Mission の宣教師として、丁度この頃には、冠縣や東明縣と余り遠くない、恩縣、德縣の間にいた宣教師 A・スミスが、その通信（彼は當時上海の新聞 North China Herald の山東通信員を兼ねていた、）の中にも、又その一九〇一年に出た書物（前掲「Convulsion」）の中にも、之について言及せず、義和拳民の活動を、早くとも一八九九年の夏以後のこととしている所から見ると、張汝梅が報

告する通り、當時義和團は排外反教を呼號しながらも、尙積極的行動は少なく、彼の強い關心を引かなかつたのであろうと考へられる。

右に引いた實録の記事は義和團が元來、下から起つた民間の拳技習練の團體であつたことを示している。そしてそれは直ちに清廷の革命的會門に關する警戒心を喚起し、又事實隣省に「傳單する」ような、秘密結社の活動のあつたことをも示してゐる。しかし同時にその發生後間も無くにして、これを郷團練兵の組織に吸収する意圖が、當時の山東省當局にあつたことをも示している。

市古氏も認められる如くに、義和拳民はその運動の目的として、排外反教と並んで「保衛身家」を擧げるのを常としていた。それは通例郷團の用いるスロオガンである。義和團は或る時期に、團練として取扱われたのであろうか。一體當時の郷團に關する事情はどのようなものであつたらうか。

註一 A. Smith: "China in Convulsion" 2 vol. 1901, R. H. Clements: "Boxer Rebellion" 1915, G. N. Steiger: "China and the occidents" 1927.

註二 田保橋潔「義和拳匪亂と日露」(史學會、「東西交渉史論」下)、市古宙三「義和拳の性格」(學研現代中國委員會「近代中國研究」)、江口朴郎「義和拳團の意義について」(歴研一五〇號)、山本澄子「義和拳の性格について」(史觀第二十三冊)。

註三 市古氏前掲論文參照。

註四 Steiger: *Ibid.* p. 128, 172. スタイガアはこの論旨を裏づける爲は様々な點で通説を批判する。その論點の中には注目すべきものがあるが、今は之にふれない。

註五 A. Smith: *Ibid.* vol 1, p. 152-161, p. 174.

義和拳亂——一九〇〇年——の政治的背景

註六 光緒實錄、光緒二四・四・四條。尙スミスをはじめ從來の諸論考は、概むね義和團の記述を平原事件前後にはじめてい
る。しかし之によれば明かに、光緒二十四年の春には、義和拳は黄河以西北の村々に擴大しつゝあつたのである。

三

その點を明かにする爲には、清末の團練興辦の事情にふれざるを得ない。そして清末における團練興辦の事情を明かにする爲には、日清戦争後特に光緒二十三年（一八九七年）以來の、裁兵・節饑について述べなくてはならぬ。そしてその爲には、先づ、當時の清廷の財政的窮迫と、國際政情切迫化に伴なう、戦備強化の必要について一瞥する必要がある。

・清朝の財政難は既に咸豐初年の英佛聯合軍の役——太平天國亂以來のことであるが、それを決定的な破局に導いたものは、やはり日清戦争の軍費と賠償金の支出だつたと言えよう。當時清朝の財政は、一方では釐金、雜稅、阿片稅等の新稅の創設と、關・鹽稅の増收によつて、收入は急速に増大しながら、しかも同時に軍事費、洋務費、外債の元利拂が激増した爲、年々赤字が膨張しつゝあつた。^(註一)そこで日清戦争に際しては、戦費も勿論であるが、特に戦後の對日賠償金二億三千萬兩（當時財政收入八千萬兩）の支拂には、全く外債に依存せざるを得なかつた。この借款を圍つて、列強特に英獨と露佛の間に、激しい引受競争が行なわれたことは附記するまでもないであらう。それは當時の借款が常に老大な權益や、勢力範圍附與を代償とした政治的借款だつたからである。^(註二)鐵道・鑛山・港灣・航行に關する利權はこの一兩年中に急速に外國人の手に渡り、下關係約で認められた内地設廠製造權に基づいて、産業の諸分野に

外國資本が流入した。

日清戦前の外債総額は百五十萬兩に過ぎなかつたのに、戦後それは忽ちに二億兩を突破した。そして關・鹽稅のよ
うな重要財源から、年々外債の元利拂が優先扣除されることによつて、財政狀況は悪化するばかりであつた。外債の
弊害を避けようとして、光緒廿四年に募集された内債、「昭信股票」一億兩は、僅か五百萬兩の應募があつただけで中
絶した。^(註三) 他方各省から中央に解送せらるべき京餉、奉天兵餉は、地方財政の窮迫を名として、ともすれば裁留せられ
た。解送が行なわれる場合でも、その多くは實銀でなく、山西票號等を通じての爲替送金により、その現銀化には困
難が伴なつた。^(註四) 各省が代徴する鹽稅・釐金等については中飽の弊が著しく、事實地方では増徴が行なわれながら、北
京からの増稅の要請は拒絶せられた。^(註五) 日清戦争當時既に北京政府の地位は次第に各省から浮き上つて、坊間に清廷は
日本と直隸一省を以て戦つたのだと言ふ批評があつた由であるが、その傾向は敗戦後愈々激化して、一方では民間に
對する負擔が激増し、他方中央財政は急速に破端に導かれるのである。

そこに前にもふれた光緒二十三・四年の列國の領土獲得競争がはじまる。光緒二十三年の十月、山東省西南部の鉅
野で獨乙人宣教師二名が殺されたのを機會に、獨乙は膠州灣占領の既定計畫を實行に移し、それが直ちに北方では露
國の不凍港旅順の占領(十二月)、英國の威海衛租借要求(二十四年二月)に、又南方ではフランスの廣州灣占領(四月)
に口實を與え、このフランスの強力政策の成功が、さらに又英國の九龍半島領有や日本の福建不割讓要求を繼ぎせし
めた。列強の恣な行動を支えていたものは帝國主義的な膨張の意欲や、文化的な先進國意識と共に、武力における決
定的な優越感であつたが、清廷が之に對し、隱忍と讓歩とに終始した^(註六)のは、何よりも財政の窮迫と武備の頽廢、國力

特に物力の衰退による自信の喪失であつた。

衆知の如く清代の兵制は清初の八旗綠營が早く先づ腐敗して、太平天國の際には已に各省の郷勇、既わち元來は自衛の爲の義勇兵を、官軍として起用しなくてはならなかつた。それが同亂の鎮定後常備兵化して、八旗、綠營と併行して各省に駐屯していたが、これも日清戰爭前後には、早くも已に頹廢して、その戰鬥力や警察力が著しく低下して來た。一つには前述したような財政上の窮迫に基づき、一つには中國官僚制度に内在する制度的弱點によつて、地方官や將領には空額・剋扣・攤派等の中飽營私の弊害が甚しくなる反面、^(註)末端の將兵に對する給與は極端に低下し、俸給で生活し爲ない爲に演練巡緝を放棄して、農商業に従事する者が増加した。官兵が練技巡緝を怠つて小商業や農業に従事しただけではない。それは屢々盜匪と聯結したり、密貿易に従事したり、不頼の群に混入したりして、諸種言^(註)うべからざる弊害を醸成しつゝあつたのである。しかもかゝる不能率な兵勇八十萬を維持する爲には、兵餉年間三千萬兩を要した。「弱兵、空額ヲ裁汰シ、新軍、戰士を練成する」ことが、上下の輿望となつたのも當然だと言わなくてはならない。

獨乙の謬州灣占領直後の一上諭は言う。

「中東の役罷シテ以來、中外の諸臣競テ自強ヲ言フコト、茲ニ二年ナリ。現在事機日ニ迫リ、凡ソ各國ト交渉ノコトニ遇ヘバ、萬分棘手セザルナシ。總テハ我が武備廢弛シ、船礮齊ノワザルヲ窺ガイテ、強隣……合シテ我ヲ謀ルニ縁ルナリ。目下自強ヲ謀ラント欲セバ、武備ヲ修明スルヲ以テ第一ノ要義トナス。惟是レ出入ノ兩款、敷ラザルコト甚ダ鉅ナリ。前ニ曾テハ各省將軍・督撫ニ飭シテ、嚴ニ釐金ノ中飽ヲ杜メ、練兵ノ冗數ヲ汰除スルコトヲ説諭ス。…

：該將軍督撫天良ヲ激發シ、認真整頓シ、詳細確實ニ覆奏スベシ。……兵勇缺額ノ嚴查ニ到リテハ、疊ネテ各省ニ通諭ヲ經シコト、雷ニ三令五申ノミニ非ルナリ……」^(註九)

軍備を充實する爲の軍事費を據出するのに、先づ舊軍制の裁撤が必要なのである。之が光緒二十四、五年を通じて、裁兵節餉の上諭が繰り返して下される所以である。^(註一〇)

さてかゝる裁兵政策は實行せられ得たであろうか。その結果はどうであつたらうか。裁兵は實行せられた。例えば山東は光緒二十四年の三月までに、兵勇定員の三〇%、その後引きつづいて殘餘の二〇%を裁汰し^(註一一)、河南省は定員の七〇%を裁併して、三〇%を留めたと覆奏し^(註一二)、江西省は實員合計四、八五七名を減じ^(註一三)、直隸省も官弁兵夫七、二四七名を裁汰した。清廷の諭旨は何よりも先づ「缺額、空糧」、即ち軍事費の中間收奪を絶滅するにあつたのであるが、地方官の立場からは當然に空員は成るべく殘置して、實員を淘汰せんとするから、その結果として、一方では將弁兵勇の實數が減少し、他方では必ずしも老弱でない軍人の失業者が増大することになつたのである。

裁兵がやかましく言われるようになって、約一年を経た光緒二十四年の十二月の上諭は、當時すでに練兵・防營の裁汰が行きすぎで、國內治安の維持が困難になつたことを説くものあつたことを述べてゐる。^(註一五)元より當時の國內治安の急迫には、様々の原因があつたのであるが、同時に警察力が過渡的にせよ、不可避的に薄弱化したことは、裁兵政策の一つの結果として先づ擧げなくてはならないであらう。

これと併行して注目せられるのが「游勇」、即無職の舊軍人の徘徊である。彼等は時に郷團の招きに應じ、胥吏や時には新軍の募集にも應募したが、多くの場合には賊匪の群に投じた。光緒二十一・二年以來の實録には、「游勇」、

「游目」に関する記事が散見するが、これが日清戦役後民間に銃器が流出したことに共に、清末の國內治安の悪化に、拍車をかけたことは疑えない。

註一 「國初取民有制、既無釐金、又無雜稅。而未嘗患財不多兵不强。今有釐金・洋藥・土藥等課、每年增入三千余萬之多。而財轉不敷者、蓋因廣取濫用、漫無限制也」(實錄、光緒二三・一一・二五)。「戶部奏……今之大費有三。曰軍餉、曰洋務、曰息債。除息債歲需二十萬外、洋務・軍餉兩項共約需五千餘萬。」(同上光緒二五・五・七)

註二 當時中國側の當事者として借款交渉に當つた翁同龢は言う。「咆哮恣肆、爲借款也。此等惡趣、我何以堪。」「無恥無厭、而日在犬羊虎豹叢中。」(翁同龢日記)光緒廿四年一月第三次借款を圍つて英露が角逐した時、露國の提出した條件には、1 滿洲華北の鐵道建設管理權、2 海關總稅務司の歸人任用、がふくまれ、英國のそれには、1 ビルマから長江迄の鐵道建設權、2 長江流域の勢力範圍化承認があつた。(Morse, "International relations of Chinese Empire" 1918, vol III, p. 108—116)

註三 その發行章程は實錄、光二四・二・二〇條に見える。それは忽ち苛派抑勒の弊を生じた。高額の應募者には富人又は近親に官職が與えられた(例者同、光緒二四・九・八)が、官吏官商の應募が一巡すると共に自然に中絶した。

註四 光緒廿五年以後各省からの送金は例外なく「由商號進解」せられる。これに對して上諭は必ず「以後著仍遵前旨、以實銀解部」すべきことを命ずる。財政上の赤字の一部が銀塊・制錢的雜種幣制のまま、票號錢莊等の手形信用造出で賄われたことが、當時の實銀不足の一原因であると思われる。

註五 特に江南の大官劉坤一の管下が中飽の弊最も甚だしいと言われた。「江南釐金半歸中飽。」(光二五・三・三〇)。清廷は遂に光緒二十五年には、西太后の腹心剛毅を江南廣東に巡閱せしめ、中飽や缺餉を整理督促せしめた。清廷は光緒廿四・五年の間に、各省に鹽稅の引上を諭令する。しかし各省は一樣に「商疲課絀」を名として之を免ぜられんことを覆奏するのである。(實錄、光緒二五・二・一〇、三・九、三・一四、四・七、四・九、四・一一、同二三條)

註六 實錄、光緒二三・一〇・二二、及同一〇・二三條。

註七 「方今時事艱難、自以練兵爲第一要義。各省防練各營、近來積習、如缺額・剋扣・撥派等弊、不勝枚舉。……」(實錄
光緒二四・一・二六)。尙剛毅の上奏は言う、每營勇丁定員五百のものは、通例實員三百に過ぎず、缺額二百の空糧が中飽さ
れている、と。(實錄光二四・三・四條)。

註八 「長江水師積弊日深。……長江一帶、近年以來水盜出沒、毫無顧忌。……兵勇登岸居住。吸烟賭錢……」(實錄、光二
二・六・一五)。「各省……兵輪經過關下、夾帶私貨私鹽、在所不免。……稅釐漏卮、莫甚於此。」(同光二四・七・二八)

註九 實錄、光二三・一一・二五。

註一〇 日清戦後節餼練軍が盛に唱道されるのは、光緒二十三年末以後で、それまでは稀に論ぜられたにしても、その調子は
極めて緩慢であつた。例者、實錄、光二二・一・二二の張之洞の上奏文を、光二四・一・二、同一・三〇、同三・四、光二五・
四・二〇、同五・七等の條に見える上諭と比較せよ。

註一一 實錄、光二四・三・二八。

註一二 同右、光二四・三・二六。

註一三 同右、光二四・四・一一。

註一四 同右、光二五・五・二。

註一五 「前各省綠營防營、不免老弱充數、是以飭令裁汰。不但爲節省餼需、亦冀併餼練兵。……乃近來各處偶有飢民聚衆、
或土匪滋事。即歸咎於兵勇裁汰過多、不敷分布。甚至封疆大吏、亦竟以此藉口。……」(實錄、光二四・一二・一〇)。

註一六 實錄、光二五・三・三〇の條は、總兵牛師韓なる者が小銃三千杆、每杆に就き彈丸一千發を領して、赴任直前に病死
し、其の子は小銃を「價賣私肥」したるのみならず、師韓の族弟牛世修は、この武器彈藥を用いて、安徽瀋陽の大亂にその盜首
となつたと告發する者があつたことを記している。游勇については尙別に述べる機會があらう。

四

光緒の末年に團練の再興が要請されたのは以上の如き基礎条件の上であつた。從來とも財政が缺乏して、官兵が信頼し得ず、内亂外禍が頻發した際には、郷勇とか勇團の如き、人民の自衛組織の、防衛力を動員するのが例であつた。これは嘉慶の白蓮教の叛亂、咸豐の太平天國の亂等においても同様であつた。そこでこの場合にも光緒二十三年（一八九七年）、山東の情勢が急を告げると、團練の興辦を奏請する者が次々にあらわれるのである。即ち同年十一月には徐桐が、翌年三月には剛毅が、沿海沿江の督撫に「忠義ヲ激勵シ、郷團ヲ聯絡シ」、「以テ防守ニ資セン」ことを奏請して嘉納せられる。^(註一)それは勿論獨乙の山東進出に刺激されて、新軍の増強、奥地部隊の海疆への進出、製造機器局即ち、武器工業の奥地への轉入、退閑老兵の緊急召集等と前後して奏請された對外防衛の爲の處置であるが、間もなく光緒廿四年の春から夏にかけて、特に廣東、廣西の治安が動搖し、數萬の會匪、土匪と呼應して、孫文の指導の下に革命運動の動きさえも感知されて來ると、今度は國內治安の維持の爲にも、「郷團ヲ激勵シ、……相機截戰ス」べきことが繰り返して諭令される。^(註三)そしてその戦績も、當時の上諭が、「稍々擄獲スルアリト雖モ、皆團練ノ力ニシテ、官兵ハ退縮シテ前マズ、戦功ヲ担報スルノミ」と云う通り、^(註四)官兵よりも優れていた爲、同年七月二十日には、廣東・廣西兩省は一ヶ月、其の他の各省は三ヶ月を限つて、團練保甲の興辦を命じ、更に九月の廿二日には、繰り返して之を各省、特に直隸・山東・奉天の三省に督促した。^(註五)中國曆光緒廿四年九月二十二日は、西洋曆一八九八年十一月五日に當る。前述のスタイガーが誤つて、それに基づいて義和團が編成されたとしたのは、この二回目の上諭である。

勿論前にも言つたように、山東省西北部における義和團の動きは、この七月の上諭以前、當然に九月の上諭以前から、民間の私會結盟の運動として存在していた。それは清廷の立場から言えば、「飢民ト句患シ」たり、或は「匪徒ノ事ヲ滋」くしたりして、反王朝的治安動搖にまで發展する危険性のあるもの、従つて充分に警戒し機を失せず「彈壓」すべきものとして存在して居つたのである。しかも尙光緒廿四年の團練興辦の上諭が下つてから後、少くともその初期に於ては、鄉團、即ち農民の自強自衛の組織として、山東省當局に公認せられ、北京政府によつても又默認せられたものと考へてよいように思う。

前述の上諭中に見える張汝梅の上奏にも「各屬ニ……國防ヲ安籌スルニ及ババ、拳民ヲ鄉團ノ内ニ列シ、云々」と言ひ、又光緒廿四年の八月から十二月にかけて、各省が七月の上諭に應じて、續々と鄉團編成狀況を覆奏した際にも、

山東省は特に、「近ゴロ聞ク、山東省ノ保甲團練ハ、張汝梅及ビ總兵夏辛酉ノ飭屬興辦ヲ經テ、紳民等踴躍事ニ從ヒ、能ク委任ニ負カズ」と賞譽せられて^(註七)いる。又後のことではあるが光緒廿六年五月十日（一九〇〇年六月六日）の上諭に

は「義和拳會ニ至ツテハ……近ゴロ其ノ練藝保身ニヨリテ、郷里ヲ守護ス、並ニ未ダ事端ヲ滋生セズ。云々」と言ひ、六月三日（陽六月二十九日）のそれには「コレヨリ先キ直・東兩省ニ、一種ノ亂民アリ。各々村落ニ就キテ拳棒ヲ練習シ、雜ウルニ神怪ヲ以テス。地方官覺察ヲ失シ、遂ニ相煽（惑）シテ風ヲ成スニ至リ、旬月ノ間ニ幾ンド遍地皆コレナリ」と言つて^(註八)いる。少く共當初、山東省の内部で、それが團練として默認せられ、保護せられ、時には勸奨さえせられたことは、スミス其他外國人側文獻の傳える通りであらうかと思う。しかし同時に、スミス・モースを始め外國人側の多くの文獻が、殆んど例外なく、義和拳團をその發生當初、保護し煽揚して擴大せしめた責任者を、排外的傾

向の強い典型的滿洲人官僚、毓賢だと考へているのは誤解で、それは彼に先立つて比較的短かい任期をつとめた、平凡な中國人官吏、張汝梅の任期中だつたことは注目しなくてはならない。ことによるとそれは個人的な偏向と言うよりなものを超えた、もつと大きな時潮の所爲だと見なくてはならぬであらう。

註一 實錄、光緒二三・一一・二五及び同右、光緒二四・三・四の條。

註二 廣東・廣西の動搖は、フランスの侵入に對する排外運動とも關係をもち、「孫文暗中主謀、集股購械、分股竄擾」と言う革命運動にもつながつていた。實錄、光緒二四・五・二四、六・一〇、七・一九條。

註三 實錄、光緒二四・五・一八、五・二四、六・一〇。

註四 同右、光緒二四・七・一九。

註五 實錄、光緒二四・七・二〇、同、九・二二。この年の四月から七月にかけては、戊戌の變革が進行し、やがて八月の始めに、クウデターによつて西太后が政權を掌握するが、團練興辦の努力は一貫してつゞけられる。

註六 同右、光緒二四・八・二、八・一二、八・一八、九・二、九・四、九・一八、一二・一一、等條。尙團練遵辦狀況の覆奏は、翌光緒廿五年に入つてもつゞいて行なわれる。

註七 實錄、光緒二四・一〇・一二條。

註八 實錄同日條に據る。

註九 それはスミスが強く主張する所である。A. Smith: Ibid. vol I. p. 175-182. 又英國その他の官邊の見解も勿論之と同様である。Morse: Ibid. vol III, p. 179. を見よ。尤も當時毓賢も山東に在勤しては居つた。

光緒廿四年（一八九八年）は戊戌の變法の年である。この年三月廿三日から八月一日まで、約百日間に互つて、次々に變革を命ずる上諭が下つた。その基調は近代西歐文化の移植により、中央集權と生産力擴充に成功した日本・ロシヤの先例に倣い、祖宗の舊法を變革して富強を致さんとするにあつたから、勿論一方では萬國の公法に従つて廣く通商口岸を洞開し、中外一如の具現を提唱した。しかし同時に光緒帝のこの變革の動機は、遠くは日清戰爭、近くは獨露英佛諸國からの政治的・經濟的進出の刺激に基づくものであつたから、武備の増強と、民族獨立の回復をも強く念願せざるを得なかつた。所謂「改進的・ブルジョア的」な變法派も、「保守的・反動的」な西太后の一派も、全く同様に、一面では隱忍して外國との紛争を回避しつづつ、^(註一)他面舊兵の裁汰と新軍の練成とによつて、對外防衛力の強化に努力する所以である。^(註二)當然にその缺を補ふべき團練の興辦も、一貫して疊諭せられた。

上述した如く義和團の存在が北京に聞えたのは光緒二十四年の四月である。所がその後實録には、同じ年の十月六日、山東廣平の拳民姚浴奇が、冠縣・威縣の一帶で、「匪ト拘結シテ開教シ」「隱患甚ダ巨」だと報ぜられるまで、義和團に對する記事は見當らない。他方この年の五月に、甘肅から直隸の正定に、次で北京に移駐せしめられた董福祥の甘軍は、五月保定で先づ教堂を破壊し教士を拉致し、次で八月には北京近傍の蘆溝橋で外國人と紛争を起し、又九月には北京城の前門外で群衆が外國人を襲う事件が起つた。英・獨・露三國は之に對して、軍艦を派遣し、兵力を上陸させ、その一部は一月廿四日北京に入つたので、^(註三)清廷は外交團に向つては保護を約束し、徹兵を要求すると共に、各省には繰返して、或は中外元一家なることを説き、條約に基づく外國人の保護の責任を諭令し、特に北京の警察を掌る歩軍統領等には、公使館區域の保護警戒の強化を命じた。^(註四)しかもこの間、義和團の排外反教行動のことについて

は一言も言及する所がない。

これは勿論當時の山東巡撫張汝梅が、「曹屬現ニ會匪ノ滋事ナシ。並ニ請フ徳(獨乙)公使ニ照會シテ、各教士ニ轉飭シ、慎シテ教徒ヲ收メ、嚴ニ約束ヲ加ヘ、始終祖護シテ民怨ヲ滋クスルヲ致スコトナカラシメン。」^(註五)と言ひ、又編輯張星吉が「華民ノ教ニ入ルモノ大都ハ無業ノ徒ニシテ、教ヲ藉ツテ護符トナシ、爭端有ルニ遇ヘバ、諸形膠輻ス。應ニ請ウベシ。嗣後、華民ノ詞訟ヲ索涉スルニ(當ツテハ)、教堂ニ介入スルヲ得ザラシメ、以テ爭端ヲ杜メンコトヲ」^(註六)と言ひ、又スミスを始め從來の文獻が何れも指摘するように、特に教堂用の敷地建物の買入れや、教民と一般農商民間の民事刑事事件を圍り、治外法權をもつ外國人側に横暴の振舞が多く、又奥地における教堂は屢々防禦的な域をこえて、火炮をも備うる武装團體を形成し、^(註七)郷曲に武斷する場合もあり、従つて特に山東などでは、之に對抗しようとする義和團の動きに對し、同情と掩護が一般的だつたからでもあろう。しかし同時に前述の如く、スミスも之に言及せず、又山東に林立した何れの外國人教堂からも、彼等の動靜がまだ報告されていないのであるから、この半年間の義和團は、一つにはそれが農繁期だと言ふ關係もあろうが、主としては自衛の爲の、村落單位の(従つて定着的・餘技的な)拳技練習の組織だつたのだと思ふ。

それが十月の始には「隱患甚ダ巨」、即大きな潜在的爆發力をもつものとして注意せられ、「該黨結會衆多ナリ、一端ヲ藉リテ事ヲ滋クセバ、勢將ニ退抑スベカラザラン。……地方文武ニ密飭シテ、加意彈壓セヨ。」^(註八)と言われるに到る。又時として旗を立て、銃・刀をたづさえ、他村の教堂教民を襲撃するようになる。^(註九)明かにこの半年の間に、義和團の性格は、逐次鄉團的なものから會黨的なものへ、推移して行つたのである。

光緒帝、康有爲の變法政權も、特に親英、親露的、總じて買辦的であつた譯ではない。その變革の目標はむしろ自強と獨立にあつた。西太后の一派も決して單純に排外的だつた譯ではない。政變による政權掌握の直後、西太后が計畫した第一の行事は、外交團の婦人達に對する閱見の許容であつた。^(註二)しかも尙、前者の變法の路程が、主として西歐文物移入の線に沿つたものだつたのに對し、西太后の意圖は明かに國粹の保存、復古、興隆にあつた。だから中國古來の制度である團練の興辦に對する要求は、政變によつてむしろ強化されたと見てよいのである。

反面郷勇の力を借りなくてはならぬような、客觀的條件に到つては、翌光緒二十五年（一八九九年）に入ると共に、山東東南部における大刀會の徒黨と、同省奥地に着々と勢力を侵透せしめつゝあつたドイツ人及びアメリカ人宣教師の間に、所謂日照事件が起り、ドイツは兵力を出して日照城を占領し、蘭山縣の郷村で居民を逐い、房屋を焼き、郷紳を拉致する等の「懲戒」行動を行なつた。^(註二)光緒二十四年末には清廷が國防強化の爲に、西北から招致して近畿に配置した董福祥の甘軍について、「九日以内に」直隸省外へ轉駐せしめることが、英國の領導する外交團から、總理衙門に要求せられた。^(註三)光緒廿五年一月十九日（一八九九年二月二十八日）には、イタリアが浙江省三門灣の給炭基地としての租借と、周邊地區の勢力範圍化を要求した。そして清廷が同二十三日この要求を拒絶すると、一月二十九日には、イタリアは最期通牒を送り、二月から十月にかけ、續々と軍艦を長江・黃海一帶に派遣遊弋せしめた。不吉な豫感が次第に濃くなつて行くにつれ、世界は二度中國が屈服して、イタリアが一良港の獲得に成功することを豫期した。

しかし西太后政權は遂に屈服せず、極めて強硬な態度に終始し、イタリアも又恫喝以上の行動に出る自信なく、結局三門灣の要求は拒絶せられたまゝになつた。その間特に西歐諸列強の間の、隱微な外交史的事情の詳細については、

今之に立入る餘裕がない。ここで注意しなくてはならぬのは、當然にこの間、清廷は國內に對しても、極めて強烈な對外態度を示し、屢々最期には戰爭を敢えてしても、斷じて屈從すべからざることを、關係方面に諭令し、又諭令することである。^(註一四)

一例を挙げよう。「軍機大臣等ニ諭ス。各國虎視耽々、争ツテ我が堂奥ニ入ル。中國目下ノ財力兵力ヲ以テ論ズレバ、斷ジテ釁ヲ我ヨリ開クノ理ナシ。惟是レ事變ノ來ルヤ、實ニ逼ラレテコレニ處スルナリ。萬一強敵憑陵シ萬ユルス能ワザルノコトヲ以テ我ヲ脅カサバ……各省督撫……必ズ同心協力シテ敵ニ克チ果ヲ致セ。和ノ一字ハタダニコレヲ口ニ出スベカラザルノミナラズ、並ニ心ニモ存スベカラズ。中國ノ地大物博、幅員數萬里、人丁數萬々ナルヲ以テ、苟クモヨク忠君愛國ノ誠ヲ矢クサバ、又何ノ強敵カ懼ルベケンヤ……コレヲ以テ通諭シテ知ラシム。」^(註一五)

龐大なる國土面積と人口とを活用して、軍艦や大砲に當る爲には、鄉勇的自衛團體と遊撃的戦法によらなくてはならぬ。義和團がもし當初の如き性格のものであれば、清廷は直に之を鼓舞激勵したであらう。しかるにこの年の三月、山東に赴任した毓賢に對しては、寧ろ繰返して匪徒の彈壓を諭令する。特に右にあげた光緒廿五年十月の上諭に引きついでいて、その同じ日には「近ゴロ聞ク山東ノ各屬、時ニ匪徒アツテ仇教ヲ藉ツテ名ト爲シ、聚衆煽惑シテ、屢屢巨案ヲ釀成スト。早ク鎮攝ヲ加ヘズンバ、勢將ニ滋蔓シテ圖リ難カルヘシ」と言い、決して清廷がその運動を是認せざることを明示するのである。^(註一六)

勿論この間にも毓賢が徹底的な武力掃蕩を試みた形跡がないばかりでなく、この年十月の平原事件には寧ろ清廷、毓賢共に義和拳民に寛大であり、又平原事件の處置に不満だった外交團に強要せられて、毓賢が新軍を率いた有能な

機會主義者、袁世凱に交替すると、袁世凱には「徒ニ兵力ヲ恃ンデ」、「民心ヲ惶惑」させるな、「操縦ノ妙」によつて「衆情ヲ服セシメヨ」と諭令するのである。^(註一七)しかし之は市古氏が指摘する通り、中國古來の剽撫併用の方式であつて、決して清廷が義和團の運動を是認し、之を援助したもとは言えない。やはり光緒二十四年秋以後光緒二十六年の五月までは、清廷は義和團を危険なる會黨として、警戒し、彈壓しようとしていたのである。

註一 獨逸の膠洲灣占領に際しての上諭「任其恫喝、不爲之動。動不可先行開礮。」、「敵情雖迫、朝廷決不動兵。此時辨法、總以杜後患爲主。」(實錄、光緒二三・一一、二二・二三)

註二 西太后の下で火器營・先烽營・武勝新營等の新營の創設(實錄二四・二・二三)、洋式操練をふくむ武備特科による武科擧の改善(同二・二五)、直隸各軍指揮系統の統一(同、八・八)、各省に對する新軍練成の促進・査閲(同、二五・四・六)が行なわれたように、變法政權の下でも、八旗子弟の再教育(同、二四・四・一)や、神機營の洋式化(同、五・二・一)と共に、義和團亂の展開に、重要な關係をもつ一處置、董福祥の甘軍の西域から正定へ(同、三・六)、次で北京城外南苑へ(同、五・六、八・二一、九・二四等條)の移駐が發令せられた。

註三 The Foreign relation of U. S. 1898, p. 227—244.

註四 實錄、光緒二四・五・二四、五・二五、七・一六、八・二一、八・二四、八・二八、九・一等の條。

註五 同右、光緒二四・四・五。

註六 同右、同、七・一〇。

註七 例へば一八九八年十月(光緒廿四年九月)直隸南部 Tchia-kia-choang のチホメイト教堂は大砲(Cannon)をもつて居した。(Steiger: Ibid. p. 170—171 所引) China et Ceylan. vol. I. p. 107) その他教民が教堂を中心に防禦をめぐらし、火器彈藥を蓄積し、一種の武裝團體を形成した記事は各所に散見する。

一橋論叢 第二十六卷 第五號

註八 外國人側の義和團についての直接史料で最も年代の古いのは、スタイガフが擧げる前註のチエスイト書翰集、シーヌ・エ・セイランにおける一八九八年十月二十五日附の Père Isoré の手紙のようである。(Steiger: Ibid p. 132, 170 等所引)

註九 實録、光二四・一〇・六。

註一〇 教父インゴは言ひ、「At 6 o'clock in the morning I was informed of the uprising of the 'Honokinen.' The rebels have as their insignia, a sort of turban and boots; Their weapons are muskets or lances; Their ensign, a yellow flag with black border, carrying the motto, 'Obedience to the Tsing, Death to the Europeans' and to conciliate the officials by attacking only the Christians,」（前掲 Steiger p. 132 所引による）

註一一 For. rel. U. S. 1898, p. 223—225. 西大傳が決して排外的でなかつたことは田保橋氏の前掲論文のしきりに主張する所である。

註一二 For. rel. U. S. 1899, p. 154—178. 特に三月廿一日附 Heyking の Conger 宛及び八月十四日附 Chalfant の Conger 宛書翰を見よ。

註一三 Steiger: Ibid p. 111—112. 清廷はこの内政干渉を無視した。そして無視するのに成功した。

註一四 實録、光緒二五・二・六、四・八、四・一七、四・一八、五・六、九・二九、一〇・六、一〇・九、等の條を見よ。

註一五 實録、光二五・一〇・一九。

註一六 同右、同、一〇・一九條別諭。又同月二十六日條をも見よ。

註一七 同右、同、一一・二三。

さて論點を整理し、殘された問題を提示して、何れ發表せらるべき別稿との連絡をつけて置かう。朝廷官憲と義和拳團との關係はその發生の當初、光緒廿四年（一八九八年）の春・夏の間に融和的であつただけで、その後光緒廿六年（一九〇〇）春迄は反撥的であつた。しかも光緒廿六年五月以後は、それは急に「國ノ爲ニ力ヲ宣ブル」者とせられ、董福祥の甘軍と合流して、東交民巷を攻圍するのである。このような清廷の態度の變化は何によるのであろうか。

恐らく考へなくてはならぬ理由が二つあろう。一つは郷團の武力と言うものの基本的な性格である。も一つは光緒廿四・五年の間に起つて、義和拳亂の生成に大きな影響を及ぼした、社會經濟的諸要因の作用である。

前者について言えば自分は、勿論市古氏が郷團と會黨とについて指摘される、正反對な志向の差異を承認するのであるが、同時に元來郷團練兵の機能が、練兵費の貨幣徴收と勇丁の雇入れとに導かれて、農村の協同體機能たるの實を喪失する場合が多く、少くとも義和團亂勃發の前後に、急設された團練組織の場合には、そこにそのような會門的な要素、特に游目や游勇の混入する機會が、少くなかつたのではないかと考へている。

他方この間に、様々の社會經濟的變動が起つた。北方における鐵道の敷設や、外國製品の輸入による變動はその一つである。世界的な金本位制度採用の傾向に基づく、銀價の低落と、銅錢比價の急騰、及その饑荒状態への深刻化もその一つである。光緒廿四年の黄河の大氾濫、翌年の乾害、蝗害等のような天象の異變によつて、收穫率が三〇%、四〇%に低下し、歴大な、喰物も家も無い流民の集群が、山東、江蘇、河南、直隸の間に發生し、流浪しはじめたことはその三である。そのような凶作と關連して食穀價格が急騰し、銀で俸給を（不充分にはあるが）受取る旗人や營兵や、つまり北京周邊の下層生活者の中に、生計窮迫が激化し、同時に北京五城の治安稽守の機能が弛緩して、動

揺の懲候が急速に、強まつて行くことがその四である。

しかしそれ等については、それぞれ史料を提示して、やゝ細密に説かなくてはならない。そしてそれは別に一文を草して、之を試みる心存である。(五一・七・一、九・一加筆)